

春闘会場に参集した日本鋼管川鉄労働組合

『神奈川県労働運動史』第3巻から

のたたかいがとりくまれました。これが現在に至る『春闘方式』の開始であった。ちなみにこの一九五五年には、総評内部のリーダーシップも『ぐるみ闘争』推進派から『産別勢揃い春闘』派へと転換している。

地評には、このうちの前者、すなわち『ぐるみ闘争』の支持者が多く、五五年春闘では組織をあげてとりくむといった動きがとりたててみられたわけではなかった。だがこの年の春闘は、県下においても上述した単産に所属する次の労組を軸にして展開された。私鉄総連⇨京浜急行労組、東急労組東横支部、江の島鎌倉観光労組、箱根登山鉄道労組。合化労連⇨東海電極労組茅ヶ崎支部(スト)、昭和電工横浜・川崎労組、日本カーボン労組横浜支部(スト)、東洋高圧労組大船支部(スト)、日本カーリット労組保土ヶ谷支部(スト)。化学同盟⇨パイロット万年筆労組、大日本塗料湘南・東部従組、コカコーラ労組(スト)、日本タイヤ労組、横浜ゴム労組平塚支部、日加工業労組、東洋化学労組。電機労連⇨日立総連戸塚・川崎労組、日本ビクター労組、富士電機労組川崎支部、日本コロンビア労組、東洋通信機労組、日本通信工業労組、石川島芝浦タービン労組、富士通信機労組川崎分会、三菱電機労組大船支部、日電玉川労組、帝国通信工業川崎労組(スト)、芝浦製作所大船労組、東芝労連傘下各労組。

このうちの東芝労連傘下労組についてみると、「政府、独占資本家の賃金抑制、実質賃金切り下げ政策に対し」「今次春季賃金闘争は過去の電(機)労(連)統一闘争の体験

を生かし、電労の指導統制下の組織化を確立し、闘争実態としては高度な統一の共闘方式に基く闘争を主眼とする」(『労連八回大会議案』、『労連ニュース』一九五五年二月七日号)と、ヤマ場を設定した統一闘争をもってたたかきを進めることを眼目に、「春闘」がとりくまれた。

翌一九五六年には、春闘は官公労を加えて官民共闘へと発展し、このようななかで、地評も地域共闘の推進をはかるという立場から県下春闘の組織者となつて、減税、基地反対などと「結びつけて広範な闘い」を推進し始めた。

### 生産性向上運動

総評・地評に結集する労組を軸とした春闘に対し、全労側はそれが産業・企業の実情を無視した画一的な闘争であるという批判を行った。もつともこの時期、総評・地評と全労の間の決定的な対立点となつたのは、資本の側からする生産性向上運動にいかに対応するかであった。そしてこの点は、同時に、労働組合存立の意義にかかわつて長期にわたる分岐をもたらしつたことでもなつたのである。

一九五三年末、アメリカ対外活動本部の提起にかかる生産性向上運動は、一九五五年五月、「資源、人力、設備を有効かつ科学的に活用して生産コストを引下げ、もつて市場の拡大、雇用の増大、実質賃金並びに生活水準の向上を図り、労使及び一般消費者の共同利益を増進するもの」であるという趣意書のもと、日本生産性本部が設置されたことによつて国内で本格的な始まりをみた。県下においても、翌五六年二月に「労・使・公益(学識経験者)三者」による神奈川県生産性協議会が設立されたが、その創立宣言に「労使協力を基盤とする本運動を通じ、コストの低下、雇用の拡大並びに賃金の増額を図」と記されていたことからうかがわれるとおり、運動の眼目は、生産性向上が労使双方の利益であるという思想のもとに労働者を動員し、協力を獲得しようとするところにあつた。そしてその中心的な手だては、「生産性向上のための具体的な方式は、各企業の実情に即して労使が協力して、これを研究し協議する」という活動方針が示すように、企業内の「労使協力」であつた。

生産性向上運動に対し、総評・地評は、それが「米日独占資本の統制する新型の合理化運動」であるにとらえ、かつ運動組織も資本家の専断下にあつて「民主的運営は望めず」、雇用増、生活水準向上の保障もないとして抵抗の姿勢を強め、「反対闘争を組織」することとした。他方全労・総同盟は、「生産性向上」が賃金増額・労働者の生活向上に有意義であり必要であるという観点から、企業段階、さらには県・国民段階の運動として民主的に推進していくべきだと主張した。そして神奈川県生産性協議会には、全労神奈川・総同盟県連ならびにその傘下六労組の代表が労働者側理事として加わった。生産性向上運動をめぐる地評と全労神奈川の対立は、それが組合運動の基本にかかわるものだけに根深く、一九五六年の県統一リーダーでは、スローガンの一つとして「生産性向上運動粉碎」（地評）と「生産性向上運動で雇用量の拡大と産業の振興を」（全労）の両案が提出され、結局両案とも削除された。

### 鉄鋼争議

官公労が参加して二年目の一九五七年春闘で、政府は官公労働者の「実力行使」に対し大量の処分を実施した。これに抗議して、国労・全電通・全通・全専売の神奈川県組織と神教組などが処分反対闘争を推し進めた。そして翌五八年の春闘では、総評・地評は民間産業の労組を前面に立てた方式でとりくんだ。しかし五八年の春闘は、それをリードした私鉄総連にあつてさえ、中央統一交渉を離脱した東急労組が高額回答により早期に妥結するなど、労働者側の足並みが十分に揃つていたわけではなかった。つづく一九五九年春闘は、総評・地評が官民の「総がかり」で長期にわたりヤマ場を設ける方針をとり、「総がらみ春闘」とよばれた。だが、「総がらみ」とは、拠点たりうる単産が存在していない状況の反映に他ならなかった。もっともこの間、春闘に参加した県下労働組合人員数は、一九五六年の七万五千人から一九五八年に十五万二千四百三十五人へと増加し、一九五九年からは当初より加わっていた電機労連を軸に中立労連傘下の労働組合がいっせいに春闘へ合流した。幾多の困難を伴いつつ、春闘は確実に拡大したのである。



1959年第30回メーデー横須賀地区集会  
 県史編集室蔵

ところで一九五九年の春闘に際し、「地評各地区労中立その他の労組をもって」、従来の『春闘推進会議』にかわる「春季闘争神奈川共闘委員会」が組織された。その組織化は、もとより春闘に加わる県下の労働組合が著増したためであるが、直接の契機となったのは鉄鋼労連傘下の労組が春闘に合流したことであった。鉄鋼労連は一九五七年の秋期年末闘争において大幅な賃金増額と退職金増額を要求して十一波におよぶ長期のストライキを実施した。県下では富士製鉄川崎、日本鋼管川崎・鶴見の労組がこれに加わっていた。しかし会社側の拒否回答を打破することができず、そこで一九五九年に統一春闘へと合流したのである。この年、日本鋼管川崎・鶴見労組（一万七千二百人）と同臨時工労組、富士製鉄川崎労組（三百五十七人）、ならびに特殊製鋼、日本鑄造の労組は、賃上げを要求して団体交渉を行ったが、進展はみられず、二月二十五日の二十四時間ストライキを皮切りに実力行使へと入った。しかし鉄鋼労連のうち主力をなした八幡製鉄所労組が戦線から後退し、日本鋼管、富士製鉄の

労組は二か月にわたるたたかいを実施したにもかかわらず、労働者側の組織の足並みの乱れから会社側回答を打ち破れず、結局この年も敗北せざるをえなかった。以後、鉄鋼業における春闘には、いわゆる「一発回答方式」が定着していくこととなる。

鉄鋼業労働組合運動のこうした状況の背後にあったのは、生産性向上運動と並行して進められた労務管理の『近代化』であった。それは、組合組織と労務管理末端機構が実質上重なりあうという性格のものに他ならず、鉄鋼業を嚆矢に、重化学工業、大企業に次第に広がっていくこととなる。そしてまたかような労務管理のあり方が、一九五五年を起点とする日本経済の『高度成長』を下支えたの

である。

**安保闘争と 労働組合** 春闘が始まり広がった一九五〇年代の後半、総評・地評は、政府側からするいわゆる「逆コース」攻撃に反対し、「平和と民主主義」を守ろうという国民・県民運動の牽引車としての役割を果たした。一九五二（昭和二十

七）年初頭、破防法案の登場に前後してマスコミが命名した「逆コース」とは、戦後の「民主化政策・改革」を否定する路線を意味し、人びとにとっては、再軍備、憲法改定問題、教育二法、勤評、警職法、そして一九六〇年の日米安保条約改定へと至る一連の動きがその具体的なあらわれであり中味であった。「逆コース」に反対する運動を実際を中心となって担い推し進めたのは、労働スト、「ぐるみ闘争」のなかで台頭し、五〇年代後半に影響力をひろげた「職場活動家」とよばれる人びとであった。彼らは、平和、独立、民主主義擁護、生活向上を柱に、「独占資本並びに政府の反動政策に対して」「反撃をくり返す」と、そのためには「労働戦線の統一をすすめ、国民との戦線を強化していくこと」を強調していた（『神奈川県評十五年史』）。

「逆コース」の強行は、一昔前の戦時下の悲惨な体験をよびさまし、人びとに大きな危惧をもたらした。そして、これに反対する運動が、広範な国民的・県民的土壌で育成され展開された。

勤評、警職法、ならびに六〇年安保闘争の具体的な様相は、本巻所収の「平和運動と基地反対闘争」「教育条件の整備」で論じられているので省略し、ここでは六〇年安保闘争における労働組合側の、直接には地評の闘争「総括」、ことに弱点とされた問題についてみておきたい。

一九六〇年七月に開かれた地評第十回大会は、安保闘争の成果として、統一行動を通じ「新安保を廃棄する条件」をつくり出したこと、岸首相を退陣させたこと、アイゼンハワー米大統領訪日阻止により「アメリカ帝国主義を後退させたこと」、そして「アメリカ帝国主義と日本独占資本の二つの敵を明確にし」たことをあげた。他方弱点は、「全産業にわたる行動」、なら

びに「安保闘争と、労働者の生活と権利を守る闘いと」の結合の「不充分」さであるとした。ここで弱点としてあげられたことの中には、労働組合が労働者の組織として独自に闘いを進めていく上での弱さがはらまれていた。とくに五月十九日の自民党「強行採決」を契機として、安保闘争は労働者、そして県民・国民の間に未曾有の速度と規模で広がったが、「自然承認」後、潮の引くような後退をみたのも、右の弱さに深くかかわっていた。労働者の安保闘争への加わりかたは、「国民」「県民」のひとりとしてであり、組合運動自体を充実させるものには必ずしもなりえなかったのである。安保闘争は、いわば大上段にしかけられた攻撃に対し、労働者・国民がいかに大きな抵抗を行いうるかを実に示した。同時に、それは、たたかいの中軸たるべき労働組合運動が内包する弱さを反映し、あらわしてもいたのである。

### 三 労働組合運動の再編

#### 春闘の拡大

一九六〇（昭和三十五）年の安保闘争以後、地評は賃上げを主要求とする産業別共闘体制の強化をはかった。それは、安保闘争によって倒れた岸内閣にかわり「所得倍増計画」を掲げて登場した池田内閣に対し、地評が大幅賃上げ・最低賃金制獲得・社会保障拡大・重税と物価値上げ反対のためにたたかいた、その中で労働者の団結を強化し、未組織労働者の組織化と「県民の抵抗体の組織化」を進めていくことが必要であり、こうした運動の中心に座るのが春闘を柱とする産業別統一闘争であるという位置づけによるものであった。一九六一年の地評第十一次大会では、「労働組合は産業別に整理統合されることが大切であるから地評内部においてももちろんのこと、中立の労組にもよびかけ、産業別闘争に参加させる」ことが強調された。

(1) 昭和37年 2月15日 東芝労働新聞 第128号

# 春闘に示せ電機の仲間の力!

(入選標語)



## 電機労連中央委で 春闘の柱を決定

### 闘いの山場を四月上旬に結集

電機労連中央委員会は15日、山崎労働会館で、春闘の柱を決定し、闘いの山場を四月上旬に結集することを決めた。この日は、中央委員会の各分會代表が出席し、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。また、春闘の山場を四月上旬に結集することを決めた。この日は、中央委員会の各分會代表が出席し、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。

3月28日に24時間スト  
 総評、中央労連の共闘委員会  
 中央労連は、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。また、春闘の山場を四月上旬に結集することを決めた。この日は、中央委員会の各分會代表が出席し、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。

春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。また、春闘の山場を四月上旬に結集することを決めた。この日は、中央委員会の各分會代表が出席し、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。

春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。また、春闘の山場を四月上旬に結集することを決めた。この日は、中央委員会の各分會代表が出席し、春闘の柱として、「賃上げ率10%、労働時間短縮、福利厚生充実」を決定した。

**東芝労働新聞**

編集長 山崎 隆夫  
 編集 山崎 隆夫  
 印刷 山崎 隆夫

春 集 号 関

春闘にとりくむ労働組合

『東芝労働新聞』昭和37年2月15日付から

県下における産業別共闘は、一九六〇年公務員共闘、六一年(京浜)金属共闘・交通共闘、六二年金融共闘・化学共闘・港湾共闘と広がり、また各地区労を軸に地域共闘が作られて県春闘共闘に結集した。

こうして、春闘に参加する労働者の数は、いっそう増加した。それは一九六四年に地評主導の県春闘共闘傘下で三十二万人に達し、しかも六〇年からは全労系の電労連・自動車労連・全金同盟などが「春の賃上げ闘争」を行うなど、事実上春闘の一翼を形成することとなったために、「春闘は賃上げ交渉の日本的形式として社会的に慣行化」(兵藤剣『労働組合運動の発展』)していった。そして実力行使を含む労働者のたたかいによって、この時期にほぼ毎年、前年をこえた水準での賃金上昇ががちとられるようになった。とはいえそれが、「高度成長」下の労働力不足という条件に支えられたものであり、労働者の主体的な運動による成果とは完全にはいきれないことに注意を払っておく必要がある。

ところで、一九六二年から春闘の中軸に位置したのは、重化学工業の労働組合、ことに金属産業の労組であった。それは、公務員や交通産業の労組が労働委員会仲裁によってさほどの賃上げが実現しえない事態のもとで、高度成長を主導するこれらの産業で高水準の相場を形成し、他産業に

拡張することが有利だという判断に基づいていた。だが一九六二年の春闘に際し、このもくろみは実現しなかった。なぜならば、県下のみならず全国の期待を集めた日本鋼管川崎労組において、鉄鋼労連拡大中央闘争委員会がストライキ実施を確認した日に、スト回避の動議が四つの職場から提出されて可決され、これを合図に鉄鋼労連のスト体制がもろくもくずれたからである。結局鉄鋼労連は、企業側の回答——低額回答であり、かつ「職務給」の導入を伴う回答をストライキなしで受け入れて妥結した。

一九六三年の春闘では私鉄が先頭にたったが、一九六四年から再び重化学工業の労組がその中心に位置した。「闘いのなかで、基幹産業——重化学労働者を中心にすえ、長期強じんのストライキで不十分な金額では妥結せず高原闘争で闘う」というのが、六四年春闘における地評の「基本方針」であった。この春闘では、鉄鋼大手企業が「予想をこえた高額回答」をだしたために鉄鋼労連はストライキを中止した。だが、公労協と交連共闘は四月十七日に統一ストを計画し、その実現にむけ体制を整えた。もっとも四・一七ストは、これを「挑発」だとする共産党の声明(四・八声明)が発表され、県下では八万三千人の参加する闘争が実施されたものの、全国的におおいがたい動揺のなかで収束するに至った。こうした困難さを伴いながらも、六四年春闘では、とくに中小企業の労組が健闘し、県下四百五十八組合の平均妥結額が三千三十五円、賃上げ率が一二割という成果が獲得され、六〇年代後半の、より高額・高率の賃上げへの一つのステップが形成された。

### 中小企業争議

一九六〇年代の前半は、大企業における組合運動が春闘を通じたたかいたかになり、労資関係機構の整備とあいまって、個別企業の大争議がみられなくなる時期であった。だが、この間、争議件数は中小企業を中心に年々増加する傾向を示していた。それは、「高度成長」の過程で「景気調整」のしわよせがこれら中小企業に集中したためであり、中小企業では、経営不振による企業閉鎖、倒産、人員整理を原因に深刻な争議が頻発した(『神奈川県労働運動史』第四巻)。

いくつかの争議についてその様相をみよう。

一九六一、六二年には、企業閉鎖・会社解散によって、三協紙器、ウルベ帽子店、大和電気、インペリアル工業などで相当長期にわたる争議がおきている。ウルベ帽子店では、一九六一年十一月、会社側が「社長が老齢で適当な後継者もな」いため翌年一月で会社を解散すると発表したことが、争議の直接の原因であった。四十四人で組織されていた地評傘下全国一般所属のウルベ帽子労組は、「社長個人の都合で会社を解散し、全員を解雇することは、社会的にも人道的にも由々しい問題」であるとして解散反対を主張、解雇予告書を一括返上し、無期限ストライキ・職場占拠へと入った。この間、地評・横浜地区労・全国一般・社会党・共産党などにより「ウルベ闘争支援共闘会議」が結成され、同労組のたたかいをバックアップした。だが会社側は解散の計画をかえず、そのために組合は地労委に不当労働行為の申立てを行い、地労委をはさみ、以後数年にわたる交渉が始まった。三協紙器の場合も、その発端は「経営不振」を理由に会社側が全従業員を解雇しようとしたことであつた。だが、地評傘下紙・労連加盟の同社神奈川工場（座間町）労組の組合員九十二名は、それが「労組の破壊を狙いとする擬装解散である」ととらえ、工場占拠を実施して、会社財産仮差押申請を行い、法廷闘争を軸にたたかいを進めた。三協紙器工場の座間町への進出は町当局が誘致したものであつたため、一九六二年からは座間町と県労働部が「公共的見地から両者間のあつ旋を」試みた。しかし、工場の土地と設備の所有権はたびたび移転し、所有権者の思惑が絡みあい、「あつ旋」は著しく困難な状況におかれた。労組側は、大口債権者本州製紙の責任による工場の再開と全員の復職とを要求し、一九六五年まで四年間にわたるたたかひをつづけた。

中小企業の争議は、もちろん労働者側の防衛的なたたかひのみではなかつた。一九六四年の権田金属、佐久間鑄工所などの争議は、賃上げを主要求とする労働組合の攻勢的なたたかひであつた。だが、中小企業争議の多くは、倒産・経営規模縮小な

どによって労働者が追いこまれた際に始まっており、それゆえ労働者にとり著しく困難な条件のもとでのたたかいであることが、争議の大きな特徴をなした。また、中小企業では、組合の組織化自体への反対をはじめ組合活動に対する企業側の介入を原因とする争議が、しばしば発生した。一九六四年七月、組合三役に対する会社側の解雇により始まった武蔵交通の争議はその一例である。この争議では、組合側の団結の維持の上になされたねばり強いたたかいと地評神自交の支援によって役員解雇は撤回されたが、同種の争議は、多くの場合会社側が偽装倒産などの手段さえ用いて組合を排除することに努め、それを実現した。このような争議における労働者側の主要な武器は、組合内部の団結と、地域単位での共同闘争であった。六〇年代の前半には、県下各地にそれぞれの中小企業労働組合を「守る会」が数多く作られている。

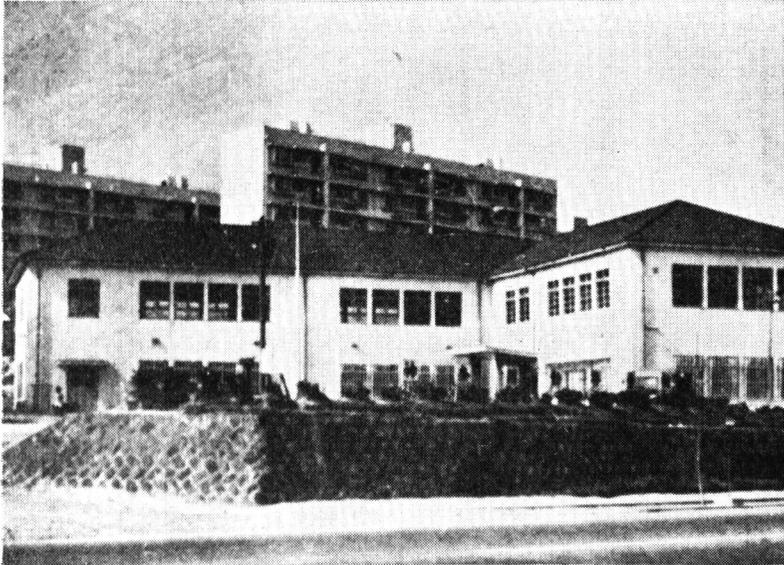
### 神奈川同盟の発足

一九六一年十月に開かれた総同盟神奈川県大会は、「県連の具体的活動」の柱として産業別組織確立を掲げた。それは、生産性向上運動を推進し「労働者の生活向上」をはかるためには、「企業内労使協議制」の徹底とあわせて、これを「同産業、同地域などの労使協議制にまで発展させてゆくよう努力する」ことが必要であるとされたからであるが、同時に、総同盟県連がその一翼を担っていた全労神奈川地方会議がいち早く産業別の整理・組織化方針をうち出して「総同盟との組織競合」が顕在化しており、総同盟県連が組織勢力で優位にたつためには是非でも産業別の組織化・整備を急がねばならなかったためである。全労と総同盟の組織競合は、神奈川のみではなく、全国にみられた現象であった。そこで一九六二年一月の全労全国大会は、この対立関係に終止符をうち「民主的労働戦線のための組織の再編」を決定し、総同盟が全労からひとまず離脱した上で、全労・総同盟、ならびに全官公の三労組が並行した新組織を結成する計画を立案した。この計画は、全国的には四月に全日本労働総同盟組合会議（同盟会議）の設立となって実現したが、その県内組織結成は、全労と総同盟の「組織の競合関係が非常に悪化し」、また全官公の地域組織が存在していない神奈川ではなかなか進ま

なかった。ようやく一九六三年の九月になって、神奈川県労働総同盟組合会議（神奈川県同盟会議）が結成されるに至るのである。なお、県下の両組織による同盟会議結成が遅れたのは、「組織の競合」に加えて、相対的にみて、産業・企業系列下の組織化の重視（全労神奈川）と、地域単位の組織化の重視（総同盟県連）という、組織化方針における力点の違いが存在していたからである。

神奈川同盟会議結成の翌一九六四年十一月、総同盟・全労両組織は解散を決定し、組織的統合の上に全日本労働総同盟（同盟）が発足した。一九六五年一月には、その地方組織である神奈川同盟が総同盟県連と全労神奈川の組織合同を通じて設立されている。同盟の発足は、直接には全労内部の組織競合の解決にあったが、同盟会議結成時から、方針として「民主的労働戦線」の強化・結集がうたわれていた。神奈川同盟の創立大会では、「地評の方針とは堂々と対決」しつつ、「組合運動民主化」、ことに官公労に対する「民主化」を促進して組織の拡大をはかろうということが力説された。またこの創立大会では、日本経済が貿易・為替の自由化により開放経済体制に移行しつつあるという状況をふまえて、労働組合のいわば『社会的責任』が強調されたことが注目される。発足時の神奈川同盟には、自動車労連・海員組合・全織同盟・電労連・新国労・全民労・食品労組・造船総連・化学同盟・同盟一般・同盟金属・同盟交連・郵政労組・全映演の各県下組織・所属組合と、三崎船員組合・大和プレス労組の計十一万七千七百四十三名が結集した。それは県下組織労働者の二〇％近くに達しており、ここに現在にまで至る、地評とならぶ県段階の一方のセンターが確立したのである。

同盟の発足とあわせて、この時期に「労働戦線の再編」を促進する重要な組織が結成された。IMF（国際金属労連）JC（日本協議会）がそれである。IMF・JCは、中立労連の電機労連、新産別の全機金、同盟会議の造船総連、総評鉄鋼労連の八幡製鉄、純中立の全国自動車などが加わっていたことからうかがわれるとおり、既存のセンターの枠をこえた組織であり、



地労委事務局もあった神奈川勤労会館

『神奈川県労働運動史』第2巻から

一九六四年五月の結成大会の宣言は、「日本の国際的立場と国内労働運動の基本方向が一致する働く者の権利と自由が保障されている民主的な労働組合」たるIMFのもとで、「自由な労働運動の発展」をめざすとしていた。同年十一月に設立されたIMF・JC関東地方連絡会議をみると、ここでは、自動車労連・電機労連神奈川地協・日本鋼管製鉄労連など、神奈川県下の労働組合がその主力であった。

IMF・JCは民間金属関係大企業の労働組合をほぼ網羅するようになり、一九六七年からは春闘においていわゆる「JC春闘」が始まるのである。もっとも、それは同時に、一方でJC（ならびに同盟）の路線に対する批判が、他の労働組合員の間からおきる過程でもあった。

### 労政行政

ここで一九五〇年代半ばからの労政行政を一べつしよう。前章第三節でみたとおり、五〇年代の前半期から労政行政の重点はしだいに中小企業へと移り、またその内容は「集团的労資関係」から未組織事業所における労務管理上の問題におよぶようになった。そして新たに労政行政の柱に据えられ

たのが労働福祉、ことに大企業に比べ絶対的相対的に遅れていた、中小企業を対象とする労働福祉であった。神奈川県は、一九五九（昭和三十四）年に中小企業退職金共済法が制定されると、同制度の普及、加入促進を働きかけ、翌六〇年からは県営事業として「中小企業福利施設改善融資制度」を設置し、福利施設改善のための資金援助を行いだした。

「労働教育」の分野でも、中小企業経営者を対象に労働講座が開かれるなど、中小企業に行政の力点がおかれるようになった。一九五七年からは、「労働省の要望」をうけて「中小企業労務管理改善意向調査」が行われている。なお、その際の県の意図は、「労使関係の安定、労使協力体制の確立を促進し、中小企業における生産性を高め、企業の繁栄と労働者の経済的地位の向上をはか」っていくことであり、このための「意向調査」であった。

一九五六年には、中小企業労資関係の改善をめざし、労働相談員・労働問題指導員・民間相談員を配備する「中小企業労働相談所」が、各労政事務所に併せて設置され、各種の「労働相談」が行われることとなった。ちなみに相談総件数の六割以上は経営者から持ち込まれたものである。中小企業労働相談所は、日常から労働者の状態に注意を払うため、一九五七年以降、二百近くの中小企業を対象とする「従業員意向調査」を実施している。

地方労働委員会の活動も、この時期には中小企業の争議が主要な対象となった。六〇年代に入り、前述したように県下では中小企業争議が増加したが、こうした状況に応じて神奈川県では国へ労働委員会委員数の拡張を要求した。しかし、その実現がすぐには難しかったために、一九六二年に全国初の「特別調整委員」を設置して、労働争議の「調整をさらにいっそう積極的に推進」することをめざした（『神奈川県労働行政の進展』）。この時期、地方労働委員会への不当労働行為申立件数自体は、きわだった変化をみせていないが、総じて申立てられた問題の複雑化と「解決」までの長期化が大きな特徴であった。

## 第五節 工業化と公害問題

### 一 取締体制から調整合体制へ

**ふたたびはじ** ふたたび県下で工場公害が政治問題化したのは、一九五〇（昭和二十五）年の後半、朝鮮特需ブームで生産施設がいつせいに稼動しはじめたころであった。同年七月に川崎大師観音町の住民たちが、附近工場から流れ

出た有毒ガスで農作物に被害を受けたと、市当局に公害取締りの請願を行った。ばい煙にまかれて満足に食事さえとれなくなった住民たちの「集塵器を設置させよ」との要求がそれに和し、川崎市は県当局にその処置をあげたのであった。その前年には東京都が「工場公害防止条例」を制定しており、県当局もそれまでのように「工場法」失効による警察部の取締権限消滅を盾に、事業主に自粛を求めるだけでは済まなくなっていた。とくに大企業の工場が蝸集する川崎大師から鶴見にかけての臨海工場地帯の住民の動きは、治安問題にも連なっていたと思われる。ともかく十一月五日の『神奈川新聞』は「工場公害取締れ」の記事をかかげ、県当局が条例制定の準備をはじめたことに期待する旨を報じている。

当時、川崎大師から生麦にかけての海岸では工場群の休眠状態にもなって汚染から回復した海面に漁師が群がり、のりや貝類の養殖が空前の活況を呈していた。汚染は一九四八年ごろから徐々にじまっていたが、煙もなくうらかな陽光を浴びた大師ののりは順調に育ち、林立するひびを縫って「新のり」を採取する光景は、正月に欠かせぬ風物詩になりつつあり、五〇年に生産された「浅草のり」は千五百万枚をかぞえる（『川崎市史』）。その後、のり漁場はクサレの頻発に追われて東京湾内



埋立て前の金沢文庫海岸でノリをとる漁民（1964年）

日本機関紙協会神奈川県本部蔵

を転々と南下して横浜市南端の金沢に至り、七〇年代には観音崎を回って金田湾にまで後退を余儀なくされた。その後退は、そのまま農漁業に君臨した工業生産にひきずられて進行していく公害汚染の深まりを示していた。住民の健康・生業の優先か、産業発展の優先か、その分岐点をなしたのが翌五一年である。

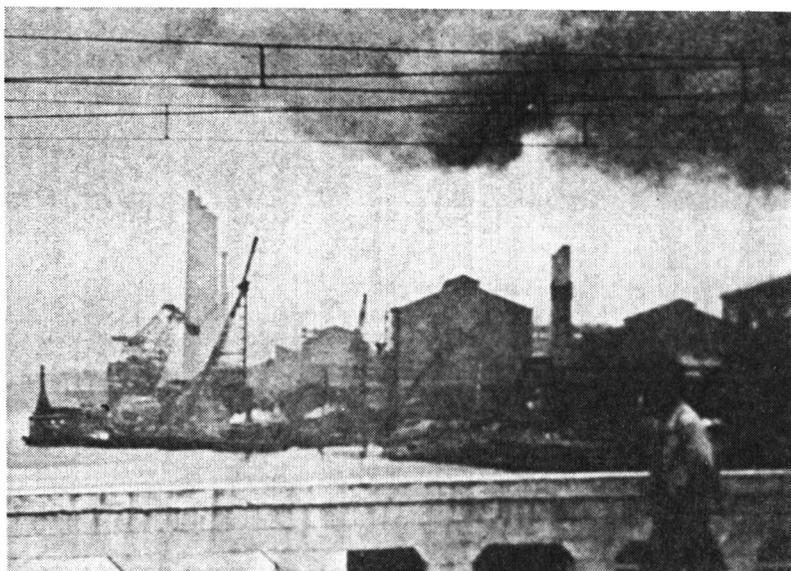
**産業の優先か** 住民の声もあり、一九五〇（昭和二十五）年末から県当局は取締条例の制定準備を開始し、それまでに工場に

**健康の優先か** 局は取締条例の制定準備を開始し、それまでに工場に関する多くの苦情が持ち込まれていた経済部に立案を行わせることにした。そこで経済部は五一年二月に経済部長名で横浜・川崎両商工会議所会頭に「工場等の公害防止方法としての法的措置について」意見を求めた。ところが三月二十日の川崎商工会議所の回答は、「川崎市には大小小八百余の工場、会社があるが労働基準法に拠って安全、衛生の施設を、経済の許す限りに於て完備の方法を講じているから特に公害に関する問題は起っていない」と、法的規制を不要とするばかりか、防除設備・下水道設置を県に要請するものであった。その『『工場公害防止条例』の如き法令を公布して督促したとすればその内容によっては問題の解決した処は再燃するだろうし些少の事件も殊更紛糾を起し易く又第三者の

政治運動の具に利用される虞なしとしない」との情況判断は、そのまま川崎市の民主化運動の昂揚と工場側の危機感を伝えている。こうした回答を受けた県経済部は、法制化の主管を衛生部にうつし、住民の環境衛生という観点から工場公害の規制案がつけられることになった。

県衛生部が八月県会への上程をめざして条例案作成にのりだしたことについては、戦後進駐軍によって公衆衛生の觀念が持ち込まれ、その線に沿って東京都が条例をつくり、また六月には経済安定本部が水質基準の設定を勧告するという時代背景があった。そこで、衛生部は、大阪府条例も参考にして「汚物掃除適用地内のみの規定では、環境衛生面から見る時寒心にたえぬので、この条例で公害（ガス、粉塵、煤煙、騒音、廃水など）を防ぎ公衆衛生の保持及び福祉増進を図」りたい、との提案理由を付した十七条からなる草案を作成する。この条例草案は許可制をとった都条例を緩和して公害防止管理者に防止措置を届出させ、知事の改造命令違反に罰金刑を設定していた。そして公害審査会（県議、学識経験者、第三者）と公開聴聞会を設け、工場・住民双方の異議申立てを取り入れるという公開性に新機軸を見せていた。こうした民主的制度を取り入れたのは、たとえば横浜市磯子区の太陽石油の騒音公害について、地元区長、経営者、住民代表が三者で協議して防止措置を講じさせ、問題をたくみに解決していたからであった。しかもこの制度には横浜・横須賀両商工会議所などが賛成していた。

この一九五一年八月の県会で内山知事が京浜商工業地帯の重点整備方針を打ち出したことには注目しなければならない。そこで表明されたのは、十月の『神奈川県産業構造の基本問題』が描き出す日本の経済自立ビジョンに沿った工業立県構想であった。とうぜん、工業力育成と国際貿易の振興がその中核を占めるわけであり、この時点からは横浜商工会議所が国際貿易復興の夢を託して公害防止条例草案批判のイニシアティブを取るようになる。そこで、こうした方向づけが示唆された八月県会での条例案の提出見送りは、それまで公害取締運動を行ってきた、川崎・鶴見の住民を憤激させた。八月二十九日に鶴見区



町をおおうばい煙（川崎市）

岩波写真文庫『神奈川』から

では区選出県市議會議員十六名がばい煙防止の決議を行い、三十日には二十二町の代表約百名が知事に陳情をして、公害防止条例の早期制定を求めた。だが、時すでに遅く、公害条例の方向づけは取締りを求める住民の声をしりぞけ、産業発展を阻害することなく、それを保護育成する方向に転じはじめていたのであった。

まず十月二日に横浜商工会議所が意見書を公表して、「公害防止条例の制定には原則として不賛成ではないが、終戦後の工業が最近漸く混乱期を脱し、軌道に乗らんとする時に当り本条例の制定実施の結果、既存の事業場に新たに著しい負担を加重し経営を圧迫する様なことがあっては、折角立ち直らんとする産業界を萎縮せしめて、其発展を阻害するに至らんことを懼れる」と草案を批判した。そして公害防止のみに重点をおく条例を排すべきであると論じた。ついで二十五日には県下工業人が一丸となって「神奈川県工業振興会」を結成し、工業化の隘路打開を協議しはじめた。こうして、十二月県会に提出されるに至った「神奈川県事業場公害防止条例」は、その目的に「産業

の発展と住民の福祉との調和」をうたい、具体的な防止措置規定も、被害者住民の参加も排していた。それは、「住民より工場擁護、下手すれば握り潰しの運命」(『神奈川新聞』昭和二十六年十二月二十日付)との悲観的な観測がされるほど、条例の制定を産業発展の障害とする雰囲気が強くなっていたのである。そして提案にあたって内山知事が、これは防止条例ではなく「公害調整条例」であると述べ、住民保護の姿勢は後退してしまっていた。

この自由党、民主党が全面支持する条例案に対して、県会最終日の十二月二十二日には社会党など三派が共同して修正案を提出し、目的をあくまで「住民の健康的な生活とその生業の擁護」に置くべきであると反論した。そしてその保証として住民による調査請求、行政による代執行を条文にもりこんだのであるが、十分な論議も交わされなのまま原案が可決されたのであった。

**県条例と初期公害紛争** こうして約一年間の変転を重ねて「県公害防止条例」は成立し、一九五二(昭和二十七年)三月から施行された。そしてこの条例のもとで県商工行政は住民と工場の間で割って入り、設備改善投資を誘う工場を励ましつ、住民の苦情を引き受ける「保育行政」(『一九七三年条例』解説)を確立していくことになった。

こうした公害行政のあり方はさしあたり、原因が不明確な有害ガスによる農作物被害、廃液による海産物被害をそのままの状態にしてしまった。イチジクの産地として知られた川崎大師地区では、一九五一年ごろから亜硫酸ガスによると見られるイチジク・チューリップ・プラタナスなどの葉の白化、枯死が続出しはじめた。被害額は四十万円から百万円程度に達し、五年八月二十九日の場合には作物の半分が被害を受けている。また五二年の八月には大師から生麦にかけて赤潮が発生し、百万坪をこえる養殖アサリ、ハマグリ、カニ類が全滅し、年々ノリのクサレが増大するようになった。この地区ではその後県営、市営などの埋立事業がすすめられていくが、その際海水汚濁の広がり漁民を説得する切り札となったのであった。



川崎市入国者収容所内のカンナの葉の斑点は工場から飛来する粗製フタル酸による  
 県史編集室蔵

これら臨海地区に立地した大規模工場がほとんど公害事案に浮か  
 び上がらなかったのも、因果関係を明確に示せないこの種の問題に  
 かかわっている。では原因者の明確な公害被害についてはどうであ  
 ったろうか。

都市計画行政の不備が業者側からしばしば非難を浴びたように、  
 公害防止条例草案は戦災地に工場と住居が軒を接している中小町工  
 場に不安をもたらしていた。ところが「公害防止、論争倒れか」  
 『神奈川新聞』昭和二十七年六月十九日付）といわれたように、陳情は  
 一九五二年中に二十件にみたなかった。おそらく住民たちは近隣の  
 騒音やばい煙に耐え難い苦痛をおぼえながらも、取縮姿勢の後退  
 に問題解決の期待を失い、沈黙する道を選んでいたのであろう。こ  
 うしたなかで初期の公害事案を見ると、工場近くに軒を寄せ合って  
 居住する人びとが生命の危険を感じるといった切羽つまった事例  
 や、発生源が地域の共同生活を無視する新設工場であったりする事  
 例が多い。公害事案第一号となった「茅ヶ崎駅操車場ばい煙問題」  
 についていえば、加害者は一九四六年に進駐軍命令で設けられた国  
 鉄の蒸気機関車群という特別な背景を持っていた。このため人権擁

護局のりだすなどあらゆる救済手段が講じられはしたが、いたずらに被害者をかけ回らせるに終わった。後年、六七年にデューゼルカーに切りかえられ、問題は解決した。

しかしいくつかの中小コークス工場の場合には、この業種の操業が町なかで認められるべきかが問われるほど、効果のない対策に被害苦情が断えず再燃した。五年九月十七日に川崎市長から送付された川崎大師河原「鉄研コークス」近隣住民の「陳情」に述べられた被害状況は次のようなものであった。

同工場より生ずる煤煙は猛烈なるものであり、且は火粉の直径約五糧大のものが落下して地上に炎上したこともある始末。……廿七年四月十七日南の強風下渡辺氏宅屋根大なる処直径一米二〇糧大炎するも大事に至らず消火す。……一日中家事に又は商売等にて家に居る者は着衣から露出せる部分は黒くなり、太陽光線に合つて居るとひり／＼して知らずと炎障を起して来る。……尚各家で目が非常に痛み光線を見るとまぶしくて涙が出る等の症状があります（『昭和三十年事業場関係書類』）。

そして、この作業場は半分は囲いをしないまま開放したままであったと報告されている。これについて県工業試験場は次のような防止対策を勧めている。「一 煙道中途に二次空気として予熱空気を送入して未燃焼分を燃焼させる、二 煙道の後尾にサイクロン式の脱塵室を設ける、三 煙道掃除を行うとき煙道中へ蒸気又は水の噴霧を送る（夜間実施すること）、四 以上を併用すると一層効果がある」、これらの対策において優先されたのは、住民の安全ではなく、工場がとる公害対策に対する合理的追求だったのである。

しかし、実効性のある県条例の確立はならなかったとはいえ、京浜地帯で公害取締りを提起した住民たちの活力は持続していた。いまだ被害の客観的尺度もなく、地域住民の民主的イニシアティブに自信が充ちていた時期であった。

## 一一 復興する京浜地帯の公害反対運動

### 朝日製鉄熔鋸 炉建設問題

生産資材不足に苦しみながらも京浜工業地帯では新規埋立てが企画され、急速に力とにぎわいを回復しつつあった。その一角鶴見の町で一九五三（昭和二十八）年に一事業者が県の認可済みとして市街地に熔鋸炉を建設しはじめる。全区あげて住民を反対運動にまきこむ「朝日製鉄事件」のはじまりであった。

朝日製鉄株式会社の前身京浜鉄工株式会社が、京浜急行鶴見駅近くの線路と第一京浜国道の間二千坪に工場を設けたのは、戦災地の整理も定まらない、「建築基準法」施行（一九五〇年二月二十三日）の前日であった。その後準工業地域に指定されたこの鶴見区の中心地区で、五三年二月に同会社は約二億円を投じた鋳物用銑鉄生産の熔鋸炉を建設して、日本鋼管の援助のもとに製鉄事業にのり出す計画を実施に移した。この計画を住民から報告された県当局は設備計画の提出を求め、県工業試験所とともに公害防止の改善対策を検討しはじめた。しかし当時は、空気汚染・騒音の環境基準についての学術的研究も着手されただけであり、作業場内安全基準の十分の一を目安にする暫定的なものであった。したがって対策もより良い状態に設備を改善することが考えられていたにすぎない。この間、三月ごろからは住民たちが会社の非常識な行動への憤りもこめて、操業後の公害被害をたてに建設をくいとめようとする行動を開始した。そして一九五四年四月二十七日に正式に「朝日製鉄熔高炉設置反対期成同盟」（委員長湯川次郎平）を結成して、鶴見区民全体の存亡にかかわる問題として運動をはじめた。そこでこれに反対して会社側も五月十九日には県に公害防止設備の「事前調査」を申請して、行政の要求するだけの公害対策を忠実に実行するとの態度を示したのであった。こうして五四年半ばに予定された操業開始を前にして県当局は、はたして公害が発生するか